平成２５年（フ）第１５６９号
さいたま市南区太田窪４丁目12番23―304号
債務者　飯出美津雄
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６０６号
埼玉県川口市芝西１丁目11番17―101号　蕨パークプラザＣ棟
債務者　大島　　孝
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
埼玉県川口市並木１丁目22番９号　和風ハウス205号
債務者　鈴木　博英
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４０号
埼玉県白岡市下大崎379番地２
債務者　吉成　英二
1　決定年月日時　平成26年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
島根県益田市東町15番４号、前住所島根県益田市あけぼの本町11番地12アネックスあけぼの202号
債務者　福原　由規（旧姓大濱）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第１４２５号
さいたま市北区東大成町１丁目159番地１―101、旧住所さいたま市見沼区春野２丁目４番６―304号
債務者　深澤　智惠
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８９号
埼玉県新座市新堀３丁目５番２―505号、旧住所埼玉県所沢市東所沢和田２丁目６番地の４　ライオンズステーションプラザ東所沢304
債務者　菅原　貞男
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
埼玉県羽生市大字上岩瀬2601番地５、旧住所埼玉県比企郡小川町みどりが丘４丁目５番地15
債務者　西谷　雅雄
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０８０号
東京都国分寺市新町３丁目６番地41ファミール新町101
債務者　松木　利宏
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６号
栃木県佐野市植下町554番地１
債務者　戸田　　稔
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２２８６号
神奈川県高座郡寒川町倉見2189番地　パークスクウェア湘南102
債務者　岩下正一郎
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４号
横浜市戸塚区川上町703番地　サンライズコート104号
債務者　多田　裕之
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６５号
横浜市戸塚区川上町703番地　サンライズコート104号
債務者　多田芽生こと　タダ　メリアン　マンガロス（ＴＡＤＡ　ＭＡＲＹ　ＡＮＮ　ＭＡＮＧＡＬＯＳ）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１号
横浜市旭区上白根２丁目64番20号　上白根園
債務者　山城　照子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２号
神奈川県大和市上草柳２丁目10番７号
債務者　柿崎　直人
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６５８号
栃木県下都賀郡壬生町落合２―15―１　ラミアカーサ102号室、住民票上の住所栃木県鹿沼市見野158番地１
債務者　福田　　仁（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係